様式第１４号（第９条関係）

福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等事業実績書

**１　申請者情報等**

|  |  |
| --- | --- |
| **名称**※１ |  |
| **代表者**※２ |  |
| **工事実績** | 設置箇所 | □ 建物（既存） ・ □ 建物（新築） ・ □ 建物以外 |
| 施工業者名※３ |  |
| 着手日 | 年　　月　　日 | 完成日 | 年　　月　　日 |
| （ＰＰＡ・リースの場合）**契約期間** | 年　　月　　日から | 年　　月　　日まで | （　　　年　　か月間） |
| ※１…個人事業主の場合、屋号があれば屋号を記載、なければ空欄としてください。※２…法人の場合、代表職名（代表取締役など）を含めて記載してください。※３…工事請負契約書の相手方を記載してください。 |

**２　事業概要**

**（１）太陽光発電設備及び蓄電池**

|  |
| --- |
| **〔経費概要及び補助金額の計算〕**（⇒ここに記載した内容が確認できる「領収書の写し」を添付してください。） |
| **太陽光発電設備** | **補助対象経費**（設備費＋工事費等）※４ |  |  | 円（税抜） |
| **蓄電池** | **補助対象経費**（設備費＋工事費等）※５ | (A) |  | 円（税抜） |
| **共通** | **補助対象外経費**※６ |  |  | 円（税抜） |
| **消費税及び地方消費税** |  |  | 円 |
| 合計 |  |  | 円（税込） |
| ※４…要綱別表２に掲げる経費であって、太陽光発電設備の設置に係るものに限られます。値引きがある場合は、**区分ごとに値引きを反映した金額**で記載してください。※５…要綱別表２に掲げる経費であって、蓄電池の設置に係るものに限られます。太陽光発電設備等のパワーコンディショナーが蓄電システムのパワーコンディショナーと一体型（ハイブリッド）の場合、当該パワーコンディショナーに係る補助対象経費は蓄電池側に計上してください。値引きがある場合は、**区分ごとに値引きを反映した金額**で記載してください。※６…要綱別表２に掲げる経費以外の経費は、補助対象経費に含めることはできません。（補助対象外経費の例）「長期保証料」、「申請手数料」、「既存設備撤去工事」、「既存設備廃棄処分費用」など　　　また、要綱別表２に掲げる経費以外の経費が含まれるかどうか判別のつかない経費は、補助対象経費に含めることができません。（補助対象外経費の例）「諸経費」、「雑費」など |
| **太陽光発電設備** | **最大出力**※７ | (B) |  | ｋＷ |
| **補助金の額**※８ |  | **円** |
| **蓄電池** | **価格(補助対象経費)／ｋＷｈ**※９ | (C) |  | 円／ｋＷｈ |
| **補助金の額**（千円未満切捨て）※10 |  | **円** |
| ※７…**【太陽光電池モジュール公称最大出力合計】と【パワーコンディショナー定格出力合計】のいずれか低い値**を記載してください。（小数点以下を切捨て）※８…**(B)が50kW以下の場合、【(B)×75,000円】**で算出してください。**(B)が50kWを超える場合、【3,750,000円】**を記載してください（50kW×75,000円）。ただし、上記計算結果と補助金交付予定額を比べて、上記計算結果が上回る場合は、補助金交付予定額を記載してください。※９…**【(A)÷(蓄電池の蓄電容量)】**で算出してください**（円未満切上げ）**。**業務用の場合：190,000円、家庭用の場合：155,000円**を超えると、蓄電池全体が補助対象外になります。※10…**(蓄電池の蓄電容量)が50kWh以下の場合は【(A)×１／３】**で算出し、**50kWhを超える場合は【(C)×50×１／３】**で算出してください**（千円未満/切捨て）**。ただし、上記計算結果と補助金交付予定額を比べて、上記計算結果が上回る場合は、補助金交付予定額を記載してください。 |

**（２）省エネ設備**

|  |
| --- |
| **〔経費概要及び補助金額の計算〕**（⇒ここに記載した内容が確認できる「領収書の写し」を添付してください。） |
| **補助対象経費**（設備費＋工事費等）※11 | (D) |  | 円 |
| **補助対象外経費**※12 |  |  | 円 |
| 合計 |  |  | 円 |
| ※11…要綱別表２に掲げる経費であって、補助対象設備の設置に係るものに限られます。**値引きがある場合は、区分ごとに値引きを反映した金額で、税抜きで記載**してください。※12…要綱別表２に掲げる経費以外の経費は、補助対象経費に含めることはできません。（補助対象外経費の例）「長期保証料」、「申請手数料」、「既存設備撤去工事」、「既存設備廃棄処分費用」、「フロン回収費用」など　　　また、要綱別表２に掲げる経費以外の経費が含まれるかどうか判別のつかない経費は、補助対象経費に含めることができません。（補助対象外経費の例）「諸経費」、「雑費」など |
| **補助金の額**（千円未満切捨て）（上限60万円）※13 |  | **円** |
| ※13…**(D)が120万円以下の場合、【(D)×１／２】**で算出してください**（千円未満切捨て）**。**(D)が120万円を超える場合、【600,000円】**を記載してください（上限60万円）。ただし、上記計算結果と補助金交付予定額を比べて、上記計算結果が上回る場合は、補助金交付予定額を記載してください。 |

**３　交付申請時からの変更**（変更等承認申請を必要とする変更を除く）

|  |  |
| --- | --- |
| **変更の有無**※14 | □ 変更有 ・ □ 変更無 |
| **変更の内容**※15 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |
| ※14…「福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等補助金交付申請書（様式第1号）」及び「福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入事業計画変更承認申請書（様式第9号）」に記載された事業内容等からの変更（要綱第8条に基づく変更等承認申請を必要とする変更を除く）があれば、「変更有」の□をチェック又は塗りつぶし（■）にしてください。※15…「変更有」を選択した場合、変更内容を記載してください。 |